

# ポワティエのヒラリウスとアリウス論争

## —『三位一体論』第4巻の視点—

出村 和彦

四世紀の大半は、正統の確立に至る論争過程、いわゆるアリウス論争の時代である。「アリウス論争」ないし「アリウス主義」という言葉でこの時代の思潮を一括することには慎重でなければならないが<sup>1)</sup>、ニカイア信条本体の再検討は、教会全体の課題であり、そのための教会会議 (Synodus) が何度も開かれていた。特に、351年から360年の10年間は、皇帝コンスタンティウス2世の治下、帝国の東西ではほぼ毎年、教会会議が開かれ、子の父との、ホモウシオン (同質) やホモイウシオン (いわゆる類似本質) をめぐって、いくつもの新たな信条が提起されるという、空前絶後の状況であった<sup>2)</sup>。この時、ポワティエの司教、聖ヒラリウス (St. Hilarius Pictaviensis Episcopus, 315頃-367) は、その主著『三位一体論 (De Trinitate)』(356-60年成立)と書簡『教会会議について (De Synodis)』(358-59年成立、以下 Syn. と略す)を書いている。ヒラリウスは、なにを問題にし、いかなる立場を打ち立てようとしていたのであろうか。

### 一 ヒラリウスと教会政治の状況

ヒラリウスは、356年ベジエの教会会議で追放をうけ、故郷の司教座から小アジア (フリュギア) に移されている。アリウス主義に抗して追放された正統信仰の象徴として、彼には「西方のアタナシオス」という称号が与えられ、聖人伝には彼の事績が記されている。しかし、追放中に書かれた上述のヒラリウスのテキストに即する限り、彼の立場は、ニカイアの正統信仰に文字どおりに単に固執する者ではない。彼は、「ホモウシオン (homousion) だからといってホモイウシオン (homoiousion) を捨てる必要はなく、ホモイウシオンだからといってホモウシオンを拒否するのではない」と考えるようにと西方の司教たちに宛てた書簡で書いている。驚いたことに、

彼はその中で、「ずっと以前に洗礼を受け、司教の座にしばらく就いていたものの、ニカイアの信仰について、追放を受けるまでは耳にしたことがなかった。しかし、福音と使徒たちはホモウーションとホモイーションの意味を私に理解させていたのだ（Syn. 91）」と告白しているのである。彼は、小アジア滞在中に、東方の議論の推移を直接知る場所におくことになった。この書簡では、ニカイア公会議以降358年に至る東方の教会会議の決定を丹念に収集し、翻訳し、注釈を加えて、ガリアヤブリタニアの司教たちに送って、これらへの理解を促し、「ホモイーションを受け入れ得るために、ホモウーションを廃棄しないようにしようではないか」と呼びかけている。325年のニカイア公会議で定式化されたホモウーションは、アタナシオスの努力にも関わらず、東方では、とうてい受け入れられるような状況ではなかった。西方が堅持するホモウーションという表現は、彼らにはどう見ても、子のステイタスを父の内に解消してしまうサベリオス主義の異端以外のものとは思えなかったのである。他方、ニカイアのホモウーション規定に修正を加えようとする東方の考え方は、西方にとっては、「アリウス主義」の異端以外の何物でもないと思っていたのであった。343年のセルディカ会議での東西分裂も記憶に新しいことであった。こうした中で、にわかに登場してきたアンキュラのバシレイオスを中心とするホモイーション派の主張は、事態の收拾を図ろうとしている皇帝の関心を集めるところとなっていた。確かに、ヒラリウスの書簡には、ホモイーション派と、ホモウーションを固持する西方の司教たちとの連合を促そうという政治的意図がはっきりと見いだせると言えよう<sup>3)</sup>。しかしこれを単なる妥協というにはあたらぬ。このような状況にあって、状況に深く関わりつつも、皇帝の意図に左右される宮廷・教会政治からは微妙に距離をとるヒラリウスの努力が窺われる。というのは、「私は、そもそも、本質ゆえの類似を告白するものとしてではないような、ホモイーションを知らないし、理解しない。……私はどちらの言葉も耳にしないときでも、両者について常に考えていたことは天地の神がご存じである。すなわち、ホモウーションを通してホモイーションを理解すべきであると。すなわち、同一の本性によるのでなければ、本性にもとづいて類似することはあり得ないのである」と述べているのである<sup>4)</sup>。彼がこのような努力を積み重ねて守ろうとしているのは、何であったのだろうか。その焦点は、子の似像 (imago) ないし類似性 (similitudo) としての固有性と、本質 (substantia) ないし本性 (natura) における父子の協同の一致 (unitas consortium) の把握にあった。

このことを主著『三位一体論』から考察してみたい<sup>9)</sup>。

## 二 ヒラリウスの戦略

『三位一体論』全一二巻の観点は一貫し、まず第一巻から第三巻で、自らの信仰を確認する中で、これを基盤として、第四巻以降のいわゆるアリウス論駁を、東西の議論の共通基盤から始める議論によって遂行しているのである<sup>8)</sup>。

『三位一体論』第4巻で、ヒラリウスは、「彼らは、父と子がひとつの本質であると以前の司教たちが教えていることを聞きながら、これを異端の考えで巧みに弱めようと次のように解釈する。ところでひとつの本質とはギリシア語でホモウーシオンと言われる。これに対して異端者たちは……」<sup>7)</sup>と述べて、論述を始めている。その戦略は、ホモウーシオン以外の説を単に断罪するというのではなく、翻ってまず、ニカイアの正統派の立場を自ら鍛え上げるべく、ホモウーシオンについての誤った理解をできる限り明確にまとめて示すことから始められている。すなわち、その誤解とは、彼らから見て、ホモウーシオンの主張は、次のような理解を前提にしているというのである。すなわち、

第一に、父であるところのかのものが同時に子でもあるので、父の無限性が処女にまで拡がり、彼女から父自身がからだを受け取り、受け取ったからだがある限り、父は自身に子の名を与えるという説<sup>8)</sup>。

第二に、父と子の両者は、これらに先立つ別のもので結びつき、物質にはこれに先立って本質ないし実体が存在するように、これを両者が分有し両者にこれが受け取られていることが、両者が先在する本性を持つもので一つの本質であることを証左するという説<sup>9)</sup>。

第三に、子は父の本質を分割することによって存在するもので、子が父から切り離されて一つのもものが二つになっているかのようである。こうして、全体から切り離された部分がそのもととなったものの本性を持つことから、両者は一つの本質であるとする説<sup>10)</sup>である。

これらの論述は、いわば無条件的に父子の一体を主張し、東方の教会会議の動きは結局はアリウス主義に他ならないと断ずる当時の西方の理解に対して、ホモウーシオンの定式に固執して、かえってその本質の理解が深められていない現状を、異端の側から投げつけられた誤解を鏡として取り出しているとも考えられる。つまり、第一の

誤解のように、直ぐさま、サベリオス主義の父受難説に陥るのは論外としても、父子の同一本質を、物質的なものと考え、第二、第三の誤解は避けがたいものであると思われるからである。他方、父と子を「切り離されたもの」ではないという点を強調すると、第一の誤解へと限りなく近づいていくことになる。ところで、ヒラリウスの『三位一体論』の中で、ホモウーションという語が用いられるのはほぼこの箇所まで尽きている。これらの誤解が「異端によるもの」と提示されているものの、これを直接に反駁することは簡単に打ち切られ、議論は、その異端がなにに立脚しているかの考察に移っていく。このことから、ヒラリウスはホモウーションのためにこれを擁護するだけの論陣を張っているのではないことは領けるのではないだろうか<sup>11)</sup>。

ヒラリウスはここで、ニカイア信条の *homousion* を、ラテン語で、*unius substantiae* と訳している。これは、おそらく彼自身による訳である。これによれば、子は「(父と) 一つの本質によっている (者)」という了解である。ここにはむしろ、「本質において一つの (者)」という了解が見られる。しかし、子そのものを表す形容詞ではなく、「父と本質において一つであることによって、子は (父と) \*\*である」という言説を許す表現になっている。先の Syn. 91 の記述につき合わせると、ここには、東方の議論がホモウーションという言葉を用いるからと言って、ホモウーションの伝統から逸れてしまったのではなく、かえってその本質の一致の理解を深めることでその正しい意図が汲みうるものであるという思考が下敷きになっていると言えよう。

### 三 アリウスの手紙への論駁

それでは、当面する異端のどこに問題があったのであろうか。ヒラリウスは、彼らが父なる神の唯一性、単独性、孤立性を強調していることにその特徴を見いだした。しかるに、彼らの仕方、父の唯一性をいやませば、子である神の似像は無から造られたものになるという帰趨こそヒラリウスにとって問題だったのだ (IV. 3)。

この点の解明のため、ヒラリウスはまず、彼らが依拠している聖書の箇所を枚挙しながら彼らの主張をまとめていく。彼らは「イスラエルよ聞け、汝の主なる神は唯一 (*unus*) である」(申命 6:4) (Cf. マルコ 12:29) や「神は唯一 (*unus*) であり、神と人との間の仲介者も唯一 (*unus*) である」(1 ティモテ 2:5) という聖書テキストを引用し、ここから父のみに神性を認め、神である子を排除していた。さらに、ロ

一マ 16:25-27 をもとに、父のみが知恵があり子が知恵を持つ余地をも残さないとか、特に、イザヤ 65:16 やヨハネ 17:3 の「永遠の命とは唯一のまことの神であるあなた (te solum uerum Deum) と、あなたのお遣わしになったイエス・キリストを知ることです」をもとに、生まれることのない父のみが真の神であると主張するものとして捉えている。その他、マルコ 10:18, 1 ティモテ 6:15-16, マラキ 3:6, ヤコブ 1:17, ヨハネ 4:24 などに依拠し、異端の主張を「彼らが彼 (=父なる神) のみが真、彼のみが正、彼のみが知者、彼のみが不可視的、彼のみが善、彼のみが有力、彼のみが不死といい、これらの性質を彼のみが持っている」と主張することで、子がこれらの性質のいずれからも排除されていると言いたいのである<sup>12)</sup>とまとめている。

このような主張は他でもなく、アリウスの『アレクサンドリアのアレクサンドロスへの手紙』の中で展開されていたものである。そしてまさに、ヒラリウスの『三位一体論』第4巻は、このアリウス自身の手紙に対してびったりと照準が合わされて反駁が試みられているのである。このことは特筆に値する。当時の論争状況において、アリウスの手紙は必ずしも直接の影響力があつたわけではない<sup>13)</sup>。逆に、先のホモウシオン議会の誤解を誤解として示した上で、翻って、当面の異端の問題とのつながりで、アリウス自身の手紙の全文を引用し、その冒頭の主張、*solus unus Deus* を真っ向から批判する標的としてアリウス自身を見いだしたのは、他ならぬヒラリウスその人であつたと言ふべきなのである。アリウスはその手紙を、「われわれは唯一の神 (*unum Deum*) を認める。彼のみ (*solum*) が造られず、彼のみ (*solum*) が永遠、彼のみ (*solum*) が始め、彼のみ (*solum*) が真、彼のみ (*solum*) が不死、彼のみ (*solum*) が最善、彼のみ (*solum*) が力あり、すべての創造物を秩序付け作り上げた方、不変不動、義にして善、律法と預言者さらに新約の神である」と始めている<sup>14)</sup>。

さて、これを反駁するためにヒラリウスは、まず、「神は唯一 (*unus*) である」ことを確認した上で、「汝の主、神は唯一である」(申命 6:4) ところの主とは御子のことなので、彼も一つの神である。つまり、万物がそこから出る父なる一つの神 (*unus Deus Pater ex quo omnia*) と、万物がそれによる主キリストなる一つの神 (*unus Dominus noster Iesus Christus per quem omnia*) が存する (IV. 16)。しかし、単にこれらが二つというのではなく、子は永遠なる者から生まれ、出生すなわち父の永遠性を受けているのであり (IV. 6)、出生 (*nativitas*) とは本性 (*natura*) の贈与であり、「子は生まれたということ以外に (父との) 違いはない (*Nihil enim nisi*

natum habet Filius) (IV. 10)」と押さえる。従って、「彼の出生は彼に新しい別の本性をもたらしたのではない。なぜなら、われわれは彼が子であることを彼が彼の父の仕事をなしていることから信じるのである」となるのである<sup>15)</sup>。このように、ヒラリウスは、父子の *unius substantiae* が、子の出生を媒介として、本性の一性 (*unius naturae*) として確立されるという立場に立つのである<sup>16)</sup>。

次に、彼は、この本性において唯一の神が、決して、孤立単独の神でないことを、創世記 1:26-27 を典拠として論ずる。すなわち、「われわれは造ろう」「われわれの似像、われわれの似姿 (類似)」という神の 1 人称複数形の立言から、神が決して単独で (*singularis*) 孤立 (*solitarius*) したのではないこと、すなわち、父子には協同 (*consortium*) した仲間・伴侶の営みが観られることを指摘しているのである (IV. 17)。これは、教会と教父の伝統に連なる<sup>17)</sup>。しかも、これらの本性が一致したものであることを「複数の像ではなく一つの似像」というところで押さえていく<sup>18)</sup>。この立論をもって、アリウスの主張に真っ向から立ち向かっているのであるが、さらに特徴的なのは、人間の創造に三肢構造を見いだしていることである。すなわち、造る者＝神、造られる者＝人間、の関係に加えて、*quem fecit, ad imaginem fecit* 「神は造った者を、神の似像に向けて造った」という点を押さえて、「神を通じて神の似像へ向けて人間を造ったと言われるとき、二つの神ではなく、神と神が告げられており」、「神が神とのお互いの共通の似像、同一の似姿へと人間を造ることが見いだされるので、そのような造り手が孤立した者であると考えことは許されず、同一の似像と似姿にむけて仕上げられた業が神性の分裂を許すこともないのである」<sup>19)</sup>と指摘する。

しかるに、ヒラリウスは次に、反対者であっても、「すべてのものは父から (*ex Patre omnia*)、しかし、すべてのものは子を通して (*per Filium omnia*)」と言っていることを思い起こさせ、そうである限り、「われわれは人間を造ろう」と言われていることから、この言葉も彼から始まる場所の始源としての方 (父神) が存在するとともに、「神の似像にむけて」神が造ったと言うことのうちに、彼を通じて業が完成される場所の方 (子神) が意味されるのである、と指摘している<sup>20)</sup>。

こうして、ヒラリウスには、子を通して神の似像に向けて神の協同が働いているという完成のビジョンのなかに人間が置かれていることが確認される。その鍵は、子も神であり、しかも、神の似像であるという定式にある。つまり、「われわれ」と指示

される複数の神（すなわち父子）の一員として神でありながら、神の似像として、両者に共通の似像、同じひとつの似姿（類似）として、人間はじめすべてのものが、それを通して造られたところの、範型（exemplum）として、関わってくる存在としての子である。彼にあっては、per quem ということの強調と自ら神の似像であることの強調が同時に見られるのである。すなわち、子の「これを通して」という透明な働きが、神の似像として、父を透明に示し、自らを通して、人間の完成に関わるということである。これに関して、アウグスティヌスの興味深い記述がある。「子は本質の均等性によって父に似ているので、人間が、子の似像（類似）に向けて造られるとき必然的に父の類似に造られるのである」（Augustinus, *De Trinitate* XII. vi. 7）。アウグスティヌスはここから Imago Trinitatis の探究という方向に向かうのであるが、「子は本質の均等性によって父と似ている（filium esse ad aequalitatem essentiae similem patri）」という把握は、ヒラリウスに由来するものと考えられるのである。なぜなら、ヒラリウスで焦点となっているのは、子の独自のあり方であり、自ら似像として似ていることが、ほかならぬ子の本質によるのであるが、子の本質を定めるものとして、父からの出生ということがあり、まさに、父子の本性の一致に由来する類似が成立することに定位するものとなっているからである。

#### 四 む す び

ヒラリウスの目は似像としての御子に注がれ、父と子と聖霊の三位一体はここから見通されている。子は、すべてがこれを通し、これに写して見通せる姿をとっていると言えよう<sup>21)</sup>。子の出生（nativitas）は子の本性（natura）に関わり、父から出たものとして、父と本性において一つということをゆるがせにはできなかった（unius substantiae=unius naturae）。同時に、子は万物がそれを通して（per）創られ、完成の姿（species）を見いだす神の似像に他ならなかった。それゆえ、子は父に「似ている」という規定もまたどうしても無視し得なかった。しかし、ただ「似ている」というのではない。「本質が似ている（類似本質・ホモイウシオン）」というのも正確ではない。彼の理解に沿えば、父子は「本性（natura）を一つにすることによって、本質的に似ている」ということになるのである。

ホモイオン派（類似主義）やアノモイオン派（非類似主義）も台頭する中、360年には、コンスタンティノポリス教会会議では、「聖書に基づき」子と父とは「似てい

る」とのみ定め、「聖書にはない表現である」父子の本質（ウーシア）についての議論を禁じるという信条（いわゆるホモイアン信条）が、コンスタンティウス帝の意向のもと、東西の代表による教会会議決定としてくだされ、帝国・教会は、「アリウス主義の勝利」とも言われる時期<sup>22)</sup>を迎える。また、奇妙な政治的弾圧でホモイウーシオン派は壊滅していった。しかし、ヒラリウスの視点は曇らず、その後も活動を続けたことは<sup>23)</sup>、なおも注目に値するのではなからうか。

### 註

- 1) R. P. C. Hanson, *The Search for the Christian Doctrine of God-The Arian Controversy* 318-381, 1988, Introduction xvii.
- 2) Cf. Timothy D. Barnes, *Athanasius and Constantius Theology and Politics in the Constantinian Empire*, 1993 p. 109-164.
- 3) H. Christof Brennecke, *Hilarius von Poitiers und die Bischofsopposition gegen Konstantius II*, 1984, S. 335-359.
- 4) Ut probari possit homoeusion, non improbemus homousion... Homoeusion nescio, nec intelligo, nisi tantum ab similis essentiae confessione. Testor Deum coeli atque terras, me cum neutrum audissem, semper tamen utrumque sensisse, quod per homousion homoeusion oporteret intelligi: id est nihil simile sibi secundum naturam esse posse, nisi quod esset ex eadem natura. (Syn. 91)
- 5) なお、聖霊についても、ヒラリウスは第2巻と第12巻で独自に扱っており、360年当時の議論状況を反映して興味深い。これについては別の機会に論じたい。
- 6) 彼の信仰の骨格と『三位一体論』の構成については、拙論「ニケアとの出会い—ヒラリウス『三位一体論』と信仰」『パトリスティカー教父研究—』第3号 1996年66-82頁で詳しく論じた。
- 7) Quin etiam id adiciunt, cum unius substantiae Patrem esse et Filium audiunt ab anterioribus episcopis praedicatum, ut id subtiliter per speciem hereticae opinionis infirment, dicentes eos uerbi huius significationem, id est “unius substantiae” quod graece homousion dicitur (IV. 4. CCSL LXII)
- 8) tamquam ipse sit Pater qui et Filius, ex infinitate uidelicet sua protensus in uirginem, ex qua corpus adsumens sibi in eo corpore quod adsumpsit Fili nomen addiderit. (IV. 4.)
- 9) quod rei anterioris adque alterius communio sit duobus et tamquam prior substantia uel usia materiae alicuius extiterit, quae participata duobus et in utroque consumpta utrumque illum et naturae anterioris et rei esse testetur



unius. (IV. 4.)

- 10) quod secundum uerbi huius significationem ex diuisione paternae substantiae esse Filius existimetur: tamquam desectus ex eo fuerit ita ut in duos sit res una diuisa; et ideo substantiae dicantur unius, quia portio desecta de toto in natura ea sit unde desecta est (IV. 4.)
- 11) これと対照的に, Marius Victorinus は, ほぼ同時期 (359-363) に, 一貫してギリシア語そのまま, 子の男性人称形ホモウーシオス, 父子のホモウーシオイを擁護し, 希に simul substantiale vel consubstantiale と訳している. (De homousio 2)
- 12) Cum enim dicunt: solum uerum solum iustum solum sapientem solum inuisibilem solum bonum solum potentem solum immortalitatem habentem, in eo quod solus haec sit a communione eorum secundum hos Filius separatur. (IV. 9 下線は筆者)
- 13) Maurice Wiles, Attitudes to Arius in the Arian Controversy, in M. R. Barnes & D. H. Williams (ed.), *Arianism After Arius* 1993, p. 31-44. esp. p. 41f.
- 14) 以下手紙の全文をラテン語で引用し (IV. 12-13), VI. 5-6 にも再録している.
- 15) Sola ei nativitas Fili non in pie per similitudinem credetur aequalis. (VII. 26)
- 16) J. M. Mcdermott, Hilarius of Poitiers: The Infinite Nature of God, *Vigiliae Christianae* 27 (1973) p. 172-202. の part II. p. 189-202. 参照.
- 17) シルミウム信条 (351年) 第13アナテマ (Syn. St. 38, 49). さらに, Tertullianus, *Adversus Praxan* 12, Clemens Alexandrinus, *Stromateis* V 14, Origen, *Contra Celsum* II 9, など参照.
- 18) cognita per id quod nostam *imaginem* dicit, non etiam "imagines nostras", unius in utroque proprietate naturae. (IV. 18)
- 19) non deos duos sed Deum et Deum elocuta est, cum hominem per Deum effectum ad *imaginem* Dei dicit. Adque ita Deus ad communem sibi cum Deo *imaginem* adque eandem similitudinem hominem repperitur operari, ut nec solitudinis intellegentiam significatio efficientis admittat, nec diuinitatis diuersitatem ad eandem *imaginem* ac similitudinem constituta patiatur operatio. (IV. 17-18)
- 20) ...Dixisti enim: "Ex Patre omnia, sed per Filium omnia". Namque per id quod dictum est *faciamus hominem* ex eo origo est ex quo coepit et sermo; in eo uero quod Deus *ad imaginem Dei* fecit significatur etiam is per quem consummatur operatio. (IV. 20)

- 21) 「父と子と聖霊にうちにあるものは、その完成 (consummatio) の内にあり、永遠者における無限性 (infinitas in aeterno), 似像における姿 (species in imagine), 贈り物における効用 (usus in munere) が見いだされる」(II. 1) を参照。この箇所はアウグスティヌスが『三位一体論』(VI. x. 11, XV. iii. 5) で引用している。これについては、前掲拙稿 p. 74-77 参照。なお、トマスもこれに検討を加えている (S. T. I. qu. 83, a.8).
- 22) Kelly, op. cit., pp. 283-295. Homoian Creed の採択とその帰趨については、H. Christof Brennecke, *Studien zur Geschichte der Homöer*, 1988 参照。
- 23) Cf. Hilarius, *Liber in Constantium Imperatorem*. および *Contra Auxentium Mediolanensum* (PL 10).